

取調べの全面可視化の実現を求める会長声明

- 1 わが国の刑事裁判において、違法・不当な取調べを排除し、虚偽自白による誤判・冤罪を防止し、自白の任意性・信用性を巡る公判における無用な論争を避けるためには、取調べの全過程の可視化は必要不可欠である。
- 2 わが国の取調べは、弁護人の立会なく密室で行われてきた。密室での取調べでは、供述過程を客観的証拠により事後的に検証することができないため、捜査官による自白強要など違法・不当な取調べが誘発され、過去、多くの自白強要がなされ、虚偽自白が生まれた。昨年、無罪判決がなされた氷見事件、志布志事件においてはいずれも違法・不当な自白強要がなされた結果、虚偽の自白が存在した事件である。このような違法・不当な取調べを排除するためには、取調べの全過程を録画・録音することが必要不可欠である。
- 3 また、従来、自白の任意性や信用性がひとたび争われると、取調べ経過を客観的証拠により明らかにすることができないために、密室における取調べ状況をめぐって、公判で延々と論争が繰り返されるという事態が生じていた。そのため、裁判は長期化し、被告人の迅速な裁判を受ける権利が実質的に侵害される状態にも陥っていた。そこで、自白の任意性や信用性に関する無用な論争を避けるためにも、取調べの全過程の録画・録音が不可欠である。
- 4 さらに、2009年5月21日に裁判員制度が実施される予定であるが、裁判員が、被告人の自白の任意性・信用性を判断するための手段として、取調べの全過程の録画・録音に勝るものはない。
- 5 現在、検察庁及び警察庁において、裁判員対象事件について取調べの一部録画・録音が試行されている。しかし、取調べの可視化が必要な事件は裁判員対象事件だけではない。また、現在行われているような、被疑者が自白し

た後、自白した事実について念押しをする場面だけの録画・録音しかされないのでは、違法・不当な取調べの有無を検証することは不可能であり、公判廷において従前のような無用な水掛け論を避けることは出来ない。のみならず、違法・不当な取調べの隠蔽のために悪用される可能性すらある。

- 6 よって、当会は、国に対し、①被疑者の取調べに際しては、捜査官は、取調べの開始から終了までの全過程を録音・録画することを義務付け、②これを欠くときは、被疑者・被告人の供述調書を証拠とすることができない、とする法律を整備するよう強く求めるものである。

平成20年12月17日

千葉県弁護士会

会長 小 倉 純 夫

